

令和 2 年 6 月 4 日 開 会

令 和 2 年 第 2 回
つがる市議会定例会

提 出 議 案 市 長 説 明 要 旨

つ が る 市

本日ここに、令和２年第２回つがる市議会定例会の開会にあたり、上程されました議案について、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと思いをします。

本定例会に提出いたしました案件は、予算案１０件、条例案１２件、その他１件、諮問１件の、合わせて２４件であります。

まず、予算案についてご説明申し上げます。

議案第４６号から議案第４９号までは、専決処分した令和元年度一般会計及び特別会計に係る補正予算であり、いずれも歳入、歳出全般にわたり、決算見込等に基づき予算額の補正を行ったものであります。

議案第４６号「令和元年度つがる市一般会計補正予算（第９号）」は、地方譲与税、交付金、地方交付税及び各事務、事業費の精査による国県支出金、繰入金、市債等の歳入額の確定に伴い、歳入歳出予算額について、所要の補正を行ったものであります。

その結果、令和元年度つがる市一般会計の予算規模は、既決予算から３億５，１５６万９千円を減額し、歳入歳出予算の総額を２４５億３，９８６万１千円としたものであります。

議案第４７号から議案第４９号までの令和元年度各特別会計補正予算３件につきましても、各事務事業費の精査による国県支出金等の歳入額の確定に伴い、歳入歳出予算額について、所要の補正を行ったものであります。

議案第５０号、専決処分した「令和２年度つがる市一般会計補正予算（第１号）」は、新型コロナウイルス感染症対策事業に係る特別定額給付金などの追加計上であり、早急に措置する必要がありましたので、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、本職において専決処分したものであります。

次に、議案第５１号「令和２年度つがる市一般会計補正予算（第２号）案」についてご説明申し上げます。

本補正予算案は、当初予算に見込めなかった経費、

緊急を要する経費並びに人事異動に伴う人件費の組み替え等について、所要の補正をするものであります。

その結果、令和２年度つがる市一般会計の予算規模は、既決予算に１億９，２０９万９千円を追加し、歳入歳出予算の総額を２９０億６，８５９万８千円とするものであります。

それでは、歳出に計上された主なるものについて、款を追ってご説明申し上げます。

農林水産業費については、農業振興費に経営体育成支援事業補助金１，３５３万３千円を計上いたしました。

また、農地費においては、県営農業水路等長寿命化防災減災事業負担金に１，４５０万円を追加計上いたしました。

土木費については、除雪対策費に国の内示額に基づき、丸山蓮花田線の防雪柵新設工事費１億４，３００万円を追加計上いたしました。

教育費については、社会教育施設管理費に「松の館」空調設備改修工事設計監理委託料 8 8 0 万円及び空調設備改修工事費として 1 0 0 万円を計上するとともに、令和 3 年度までの全体事業費である 1 億 8, 0 0 0 万円の継続費を追加いたしました。

次に、歳入予算についてご説明申し上げます。

当該補正額の主なる財源といたしましては、歳出との関連における国県支出金、市債等についてそれぞれ所要額の補正を行うとともに、財政調整基金へ繰り戻しすることにより、全体の補正額を調整したところがあります。

以上が「令和 2 年度つがる市一般会計補正予算（第 2 号）案」の概要であります。

議案第 5 2 号から議案第 5 5 号までの令和 2 年度各特別会計補正予算案 4 件につきましては、予算特別委員会でのご審議の際に、詳細にご説明申し上げます。

次に、条例案についてご説明申し上げます。

議案第 5 6 号から議案第 5 9 号までの 4 件は専決

処分した改正条例であります。

議案第５６号「つがる市森田ふれあい交流の里条例を廃止する条例の一部を改正する条例」は、森田ふれあい交流の里の廃止期日を延期したものであります。

議案第５７号「つがる市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の基礎課税額及び軽減の適用基準を改めたものであります。

議案第５８号「つがる市税条例等の一部を改正する条例」は、地方税法等の改正に伴い、ひとり親に対する税制上の措置ほか所要の改正を行ったものであります。

議案第５９号「つがる市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例」は、関係省令の改正に伴い、地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置の適用期限を延長したものであります。

いずれの改正条例につきましても、早急に措置する

必要がありましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本職において専決処分したものであります。

議案第60号「つがる市出張所設置条例の一部を改正する条例案」は、車力出張所の位置を変更するものであります。

議案第61号、議案第63号、議案第65号及び議案第66号の4件は、新型コロナウイルス感染症及びそのまんえん防止のための措置が及ぼす影響の緩和を図るため、所要の改正を行うものであります。

議案第62号「つがる市営住宅条例の一部を改正する条例案」は、公営住宅法等の改正に伴い、所要の改正をするものであります。

議案第64号「つがる市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例案」は、国民健康保険財政調整基金への積立て及びその処分の条件について改めるものであります。

議案第67号「つがる市手数料条例の一部を改正

する条例案」は、個人番号通知カードの交付及び再交付が廃止されることに伴い、再交付手数料の規定を削除するものであります。

次に、議案第68号「財産の取得の件」でございますが、本議案は、経年劣化している消防隊員用個人防火装備を新たに整備するものであります。

最後に諮問についてご説明申し上げます。

諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件」は、任期が満了となる人権擁護委員の吉田^{よしだ}
恵美子^{えみこ}氏並びに成田^{なりた}美津子^{みつこ}氏を、後任の委員として再び推薦いたしたく意見を求めるため諮問するものであります。

以上をもちまして、提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、ご質問に応じ、本職をはじめ関係者から詳細にご説明申し上げたいと思います。

何卒、慎重にご審議の上、原案どおり御承認、御議決、御同意を賜りますようお願い申し上げ、提出

議案の説明といたします。